

東京都特別支援教育推進計画

第二次実施計画

— 特別支援教育の充実・発展を目指して —

(概要)

平成19年11月

東京都教育委員会

第一部 東京都特別支援教育推進計画の基本的な考え方

第1章 計画の性格

東京都特別支援教育推進計画（以下「本計画」という。）は、知的な遅れのない発達障害（以下「発達障害」という。）を含む障害のある幼児・児童・生徒の教育に対する東京都民（以下「都民」という。）の期待にこたえるため、東京都立特別支援学校（以下「都立特別支援学校」）が抱える課題の解決及び区市町村立の幼稚園や、小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）並びに区立特別支援学校、東京都立高等学校及び東京都立中等教育学校（以下「都立高等学校等」という。）における特別支援教育の充実への支援の在り方など、これからの東京都（以下「都」という。）における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする総合的な計画です。

1 計画の基本理念

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与します。

2 長期計画と実施計画

(1) 長期計画

本計画においては、都における特別支援教育推進の基本的な方向を示すものとして、平成 16 年 11 月に「長期計画」を定めました。

長期計画の期間は、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間です。

(2) 実施計画

今回の「第二次実施計画」は、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 か年の計画です。

計画の区分	計画期間（注）	計画の策定期
第一次実施計画	平成 16 年度～平成 19 年度	平成 16 年 11 月策定
第二次実施計画	平成 20 年度～平成 22 年度	平成 19 年 11 月策定
第三次実施計画	平成 23 年度～平成 25 年度	平成 22 年度に策定（予定）

（注） 計画期間のうち、都立特別支援学校の適正な規模と配置に関する実施計画については、計画に着手する期間を示しており、開校は平成 27 年度までの計画継続期間内となります。

(3) 国の動向を踏まえた計画の推進

国は、特別支援教育の推進のため、「学校教育法」の一部を改正（以下「改正学校教育法」という。）しました。

この改正により「複数の障害種別に対応した教育を行うことのできる特別支援学校を創設すること」や「特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的役割を担うこと」、「幼稚園、小学

校、中学校、高等学校、中等教育学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、特別支援教育を行うこと」などが規定されました。また、小・中学校に設置している特殊学級（都では心身障害学級）については、特別支援学級に名称が変更されました。

今後、特別支援教育にかかわる法改正が行われた場合は、本計画の内容を一部変更することがあります。また、教育要領、学習指導要領も改訂されることから、その改訂内容に合わせた変更が必要になることがあります。

3 都及び区市町村の役割

(1) 都の役割

ア 東京都教育委員会の役割

都立特別支援学校が抱える課題の解決、都立特別支援学校の地域の特別支援教育のセンター的機能の充実、幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の充実への支援及び幼児・児童・生徒や保護者、都民のニーズ、都立特別支援学校の在籍者数、社会情勢、財政状況等を総合的に勘案し、適時・適切な計画の策定と迅速な推進に努めます。

イ 都立特別支援学校の役割

特別支援学校の制度は、障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育を実施するためのものです。その趣旨からも、都立特別支援学校は、これまでの都立盲学校、ろう学校及び養護学校における教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種別に対応できる体制づくりや、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮し、地域に信頼される学校経営を行っていく必要があります。

(2) 区市町村の役割

区市町村においては、本計画に示す趣旨を踏まえ、幼児・児童・生徒や保護者のニーズ、地域の実情を考慮しながら、特別支援教育の充実・発展に努めていくことが望まれます。

そのためには、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係者、大学、NPO法人等との、地域における連携・協力体制を構築することが重要です。

また、学校関係者、保護者、地域の人々に対し、特別支援教育に関する正しい理解の促進に努める必要があります。

第2章 第一次実施計画の取組状況

第一次実施計画では、本計画の基本理念に基づき、その具現化に向けた計画推進の基本的な方向を以下のとおり定め、新たなタイプの学校の設置、特別支援教育の体制整備に向けたモデル事業などに取り組みました。

- 1 都立盲・ろう・養護学校における個に応じた教育内容の充実
- 2 都立盲・ろう・養護学校等の適正な規模と配置
- 3 都立盲・ろう・養護学校の教育諸条件の整備
- 4 小・中学校における特別支援教育の充実への支援
- 5 一人一人を大切にすることを推進するための都民の理解啓発の充実

第3章 第二次実施計画の基本的な考え方

第二次実施計画は、第一次実施計画に基づく取組の成果と課題及び国の法改正の動向や都の取組を踏まえ、幼児・児童・生徒や保護者、都民の期待にこたえるため、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育環境の整備や学校・教員の専門性の向上、都と区市町村との連携、都や区市町村における教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関の連携、都民への理解啓発など、都における特別支援教育推進体制の充実について総合的な視点から計画化するものです。

1 第二次実施計画策定の経緯

都教育委員会は、平成16年11月に、都における特別支援教育の推進に関する10年間の総合的な計画である「東京都特別支援教育推進計画」を策定しました。そして、本計画の当面の具体的な計画として、平成16年度から平成19年度までを第一次実施計画期間とし、計画の実現に取り組んできたところです。

第一次実施計画策定後、国においては平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行、平成18年には「学校教育法施行規則」が一部改正施行、「障害者自立支援法」が施行されたほか、「障害のある者に対する教育上の必要な支援を講じること」を内容として含んだ「教育基本法」が一部改正施行されました。

また、平成17年4月には「改正学校教育法」が施行され、「複数の障害種別に対応した教育を行うことのできる特別支援学校を創設すること」や「特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的役割を担うこと」、「幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校においては、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、特別支援教育を行うこと」が規定されました。

さらに都においては、平成18年12月に「10年後の東京」を公表し、その中で東京の企業集積の強みを活かし、新たに3万人以上の障害者雇用を創出することを明示しました。

都教育委員会では、こうした国の法改正の動向や都の取組を踏まえ、平成20年度から平成22年度までの第二次実施計画を策定しました。

2 第二次実施計画の基本的な方向

(1) 都立特別支援学校における個に応じた教育内容の充実

個に応じた指導を充実するため、保護者、関係機関と連携した「個別の教育支援計画」の策定・活用などをより一層推進します。

また、障害特性に応じた教育課程の研究・開発を行うとともに、第一次実施計画で研究・開発した知的障害特別支援学校における自閉症の障害特性に応じた教育課程による指導を、小・中学部を設置するすべての知的障害特別支援学校で実施していきます。

自立と社会参加に向けて、小学部からのキャリア教育を含む職業教育を充実するとともに、大学等への進学等、多様な進路希望にこたえる指導を充実します。

さらに、関係機関との連携の在り方を明確化し、乳幼児期における早期支援、適切な就学等の推進、民間と連携した就労支援など、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援ができる体制を整備します。

(2) 都立特別支援学校の適正な規模と配置

都立特別支援学校の規模と配置の適正化に当たっては、都立特別支援学校で学ぶ幼児・児童・生徒の教育ニーズに適切に対応できるよう、知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の増設、視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する学校の設置、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する学校の設置など、個に応じた新たなタイプの学校づくりを進めます。

知的障害特別支援学校や肢体不自由特別支援学校については、都立高等学校や都立聴覚障害特別支援学校の跡地を活用し、通学区域や地域バランスに考慮した適正な規模と配置を進めます。

また、寄宿舎については、第一次実施計画に基づいて見直した入舎基準により、通学困難な児童・生徒を受け入れ、引き続き適正な規模と配置を進めます。

(3) 都立特別支援学校の教育諸条件の整備

教員の資質や専門性の向上等を目的として、各種研修を充実するとともに、特別支援学校教諭免許状の取得の促進、教員採用選考における大学推薦制、教員の人事交流等の充実を図ります。

(4) 区市町村における特別支援教育の充実への支援

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の教育ニーズに対応するため、幼稚園、小・中学校の特別支援教育体制整備への支援を行っていきます。

また、小・中学校における固定制の特別支援学級と通常の学級における交流及び共同学習や通級制の特別支援学級（以下「通級指導学級」という。）の担当教員を活用した通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援について研究・開発します。

さらに、通級指導学級における通級による指導の開始・終了の判定システムの構築を図ります。

(5) 都立高等学校等における特別支援教育の充実

都立高等学校等に在籍する発達障害の生徒に対する適切な指導及び必要な支援を行うため、校内の特別支援教育に関する委員会（小・中学校での校内委員会の役割を果たす委員会）の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など特別支援教育体制の整備を図ります。

(6) 一人一人を大切にす教育を推進するための都民の理解啓発の充実

これまでに各学校が実施してきた理解啓発に関する取組をより一層充実させるとともに、全都的な視点に立って特別支援教育に関する理解啓発活動を充実します。

第二部 第二次実施計画の具体的な展開

第1章 都立特別支援学校における 個に応じた教育内容の充実

1 障害の重度・重複化、多様化に対応する個に応じた教育の推進

(1) 個別の教育支援計画等の充実

(2) 障害特性に応じた教育課程の研究・開発

- ア 視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校における通級による指導等に関する研究・開発
- イ 自閉症の児童・生徒で編成した学級における指導の検証
- ウ 知的障害が軽い生徒を対象とした障害教育部門（高等部職業学科）の教育課程の研究・開発
- エ 障害の重い児童・生徒に対する小学部から高等部までの一貫した教育に関する研究・開発
- オ 外部専門家の導入による自立活動の指導に関する研究・開発
- カ 複数の障害教育部門を活かした教育課程の研究・開発
複数の障害教育部門の専門性を活かした特色ある教育課程の編成に向け、次の内容について研究・開発を行います。

（ア）視覚障害と知的障害それぞれの障害教育部門の専門性を活かした教育課程の在り方について

（イ）知的障害と肢体不自由それぞれの障害教育部門の専門性を活かした自立活動の指導の在り方や特別活動の工夫などについて

キ 特別支援学校における「日本の伝統・文化」の指導に関する研究・開発【新規】

ク 特別支援学校における教科「奉仕」の導入に関する研究・開発【新規】

(3) 知的障害特別支援学校における自閉症の教育課程の編成と実施

ア 自閉症の教育課程の編成と実施

研究・開発・試行の成果や学習指導要領の改訂内容を踏まえ、小・中学部を設置する知的障害特別支援学校全校において「知的障害」と「自閉症」の2つの教育課程を編成した指導を実施します。

イ 自閉症の児童・生徒で編成した学級における指導の検証

(4) 視覚障害特別支援学校における早期教育相談の充実

(5) 聴覚障害特別支援学校における早期教育相談の充実

(6) 聴覚障害特別支援学校における多様なコミュニケーション手段を活用した指導の推進

(7) 肢体不自由特別支援学校における自立活動の外部専門家の導入

(8) 肢体不自由特別支援学校における医療的ケア整備事業の充実

(9) 学校外活動の充実

(10) 障害のある児童・生徒の自立と社会参加を目指した指導の推進（キャリア教育）

(11) 外国人英語等教育補助員の配置

(12) ITを活用した指導内容・方法の充実

(13) 児童・生徒の健康のための取組

(14) 都立学校における健康づくり推進計画（健康ノートの活用）

(15) 摂食・^{えんげ}嚥下機能の障害に応じた給食の提供

(16) 在宅・施設・病院への訪問教育の充実

2 自立と社会参加に向けた多様な進路希望にこたえる後期中等教育の充実

(1) 職業的自立に向けた職業教育の充実

職業教育を行っている都立特別支援学校高等部設置校において、小学部からのキャリア教育と連動した職業教育の充実に努めます。また、民間を活用し、障害の状態に応じた就業体験の機会の確保や新たな職種・職域の開拓等を進めます。さらに、「個別移行支援計画」を活用し、関係機関と連携して生徒の就労後の職場定着を図る支援も充実します。

ア 視覚障害特別支援学校における職業教育の充実

イ 聴覚障害特別支援学校における職業教育の充実

ウ 知的障害特別支援学校高等部普通科における職業教育の充実

エ 知的障害が軽い生徒を対象とした高等部における職業教育の充実

オ 肢体不自由特別支援学校における職業教育の充実

カ 特別支援学校における就労支援

(2) 進学希望への対応

ア 視覚障害特別支援学校における進学希望への対応

イ 聴覚障害特別支援学校における進学希望への対応

ウ 知的障害特別支援学校における進学希望への対応

エ 肢体不自由特別支援学校における進学希望への対応

オ 病弱特別支援学校における進学希望への対応

3 新たな連携体制の整備

(1) 教育機関と保健、医療、福祉、労働等他の分野との積極的な連携

ア エリア・ネットワーク

イ 障害のある乳幼児に対する早期支援

障害の早期発見のため、病院での検査や保健センター等での乳幼児健診などが実施され、障害が発見された乳幼児は、保健センター等による経過観察や、療育センター、病院、障害児通園施設等での「療育プログラム」に基づく訓練を受けています。

幼稚部を設置する視覚障害特別支援学校や聴覚障害特別支援学校では、視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への支援や保護者に対する相談を行っています。また、知的障害特別支援学校では、大学等と連携して「幼児教室」を開催し、知的障害や発達障害のある幼児や保護者の相談・支援に取り組んでいる学校もあります。

今後も都立特別支援学校においては、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮し、関係機関と緊密に連携した早期からの相談や支援に組織的に取り組めるよう校内体制を整備していきます。

ウ 適切な就学等の推進

エ 個別の教育支援計画等の充実

- オ 自立活動の指導に関する学校間の連携
- カ 都立特別支援学校の児童・生徒の健全育成
- キ 副籍の充実

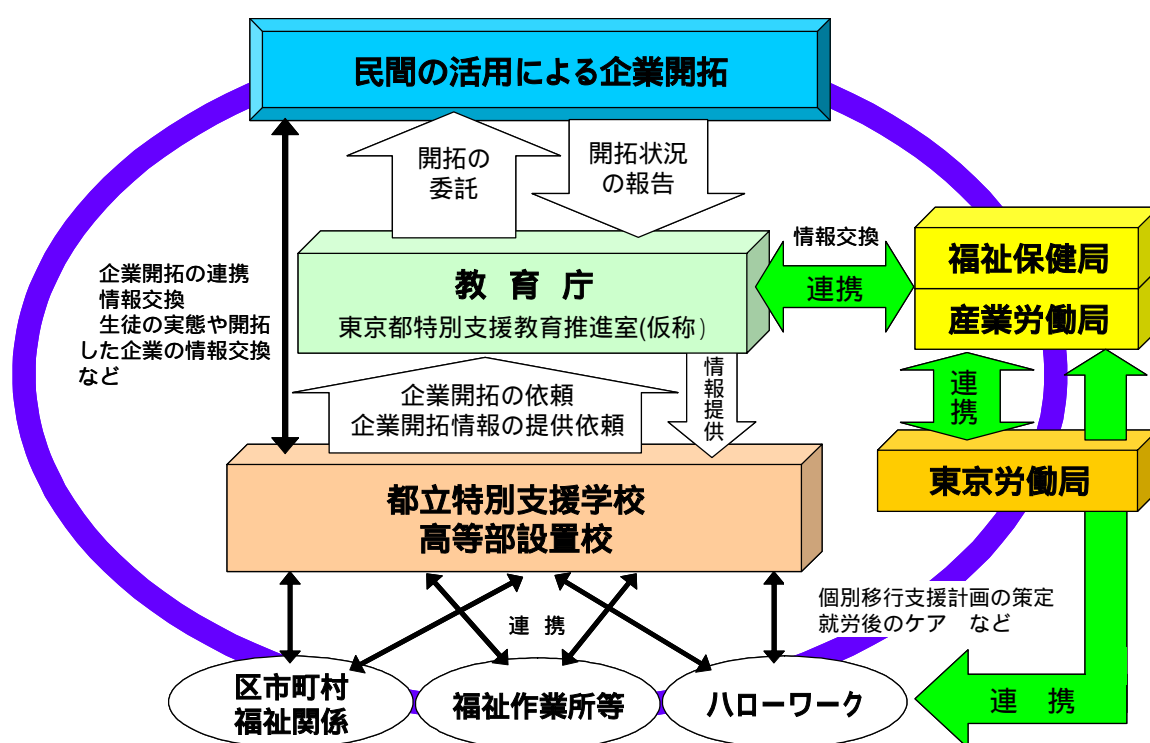
(2) 都立特別支援学校における就労支援

都立特別支援学校では、小学部からのキャリア教育と連動した教育内容・方法の改善を図るとともに、生徒の居住する区市町村の福祉、労働等の関係機関との緊密な連携を図り、これまで以上に効果的な就労支援を行います。

ア 民間の活用による企業開拓等

民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行う新たなシステムを構築します。

開拓した企業の情報は、高等部を設置する都立特別支援学校で活用できる体制を整備します。



- イ 職業教育改善校の指定
- ウ 企業向けセミナーの実施
- エ 就労に関する理解啓発ビデオの作成・活用【新規】

(3) 特別支援教育の支援機能の充実

- ア 「東京都広域特別支援連携協議会」の充実
- イ 「東京都特別支援教育推進室(仮称)」の設置【新規】

「東京都就学相談室」の機能を拡大し、全都的な視野に立って、特別支援教育を推進するセンターとして「東京都特別支援教育推進室(仮称)」を設置します。

「東京都特別支援教育推進室(仮称)」は、従来の「就学相談機能」に加えて「就労支援機能」、「情報提供機能」、「理解啓発機能」、「関係機関の連携調整機能」を備え、都における特別支援教育を推進する中核的な役割を担います。また、特別支援教育の推進・充実・発展にかかわる課題を整理し、「東京都広域特別支援連携協議会」へ情報提供する機能も果たします。

第2章 都立特別支援学校の適正な規模と配置

1 個に応じた新たなタイプの学校づくり

(1) 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置

新たに2校(板橋学園特別支援学校(仮称)、東部地区学園特別支援学校(仮称))設置します。

(2) 視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校の設置【新規】

複数の障害教育部門を併置する特別支援学校として、視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する学校を設置します。具体的には、久我山盲学校と隣接する青鳥養護学校久我山分校の1校1分校を再編整備して久我山学園特別支援学校(仮称)とし、平成22年度に開校します。

同校の視覚障害教育部門には、幼稚部、小学部、中学部を、また、知的障害教育部門には、小学部、中学部を設置します。知的障害教育部門には、これまでどおり通学区域を設けます。

(3) 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する特別支援学校の設置

改正学校教育法の趣旨を踏まえ、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校として、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する学校を設置します。これにより都立肢体不自由特別支援学校の通学区域を見直し、通学時間の短縮を図ります。具体的には、府中朝日養護学校と府中養護学校を府中地区特別支援学校(仮称)として、また、小岩養護学校と江戸川養護学校を江戸川地区特別支援学校(仮称)として発展的に統合し知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する学校とします。設置する学部は、両校とも、肢体不自由教育部門は小学部・中学部・高等部とし、知的障害教育部門については、府中地区学園特別支援学校(仮称)は小学部・中学部・高等部を、江戸川地区特別支援学校(仮称)は小学部・中学部を設置します。なお、両教育部門は通学区域を定め、周辺の学校との間で通学区域を見直します。

また、前述した板橋学園特別支援学校(仮称)、東部地区学園特別支援学校(仮称))においても、肢体不自由教育部門(小学部・中学部・高等部)を併置します。

2 都立特別支援学校の適正な規模と配置

(1) 都立特別支援学校の適正な規模と配置の基本的な考え方

- ア 都立特別支援学校全体での対応
- イ スクールバスの通学時間の短縮
- ウ 都立高等学校や都立聴覚障害特別支援学校の跡地活用

(2) 都立特別支援学校の配置計画の概要

障害種別	平成16年度 (第一次実施計画開始年度)	平成19年度 (第一次実施計画最終年度)	平成22年度 (第二次実施計画最終年度)
都立特別支援学校	55校1分校	53校1分校	55校
視覚障害特別支援学校	4校	4校	3校
聴覚障害特別支援学校	8校	4校	4校
知的障害特別支援学校	28校1分校	30校1分校	30校
肢体不自由特別支援学校	12校	11校	11校
視・知併置校			1校
知・肢併置校	2校	3校	5校
病弱特別支援学校	1校	1校	1校

(3) 視覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

(4) 聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

(5) 知的障害特別支援学校の適正な規模と配置

ア 視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校の設置【新規】

イ 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する特別支援学校の設置

ウ 知的障害特別支援学校単独校の設置

知的障害特別支援学校においては、児童・生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応できる教育環境の整備が急務であり、都立高等学校や都立聴覚障害特別支援学校の跡地を有効活用して、新たに2校の知的障害特別支援学校単独校（港地区第二特別支援学校(仮称)、練馬地区特別支援学校(仮称)）を設置します。

(6) 肢体不自由特別支援学校の適正な規模と配置

(7) 分教室の改編と設置【新規】

(8) 適正かつ円滑な学校運営

【第二次実施計画】

〔高〕は、高等部職業学科

内 容	設置場所	年 度 別 計 画				
		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
久我山学園 特別支援学校(仮称) 平成 22 年度 (視：幼小中) (知：小中)	久我山盲学校 青鳥養護学校 久我山分校	17 年度から 18 年度まで青鳥養護学校久我山分校本校化について検討		基本計画 検討委員会	工 事	開 校
		基本設計	実施設計	工 事		
練馬地区 特別支援学校(仮称) 平成 24 年度(知：高)	石神井ろう学校 (現中央ろう学校高等部) 跡地			基本設計	実施設計	工 事
府中地区 特別支援学校(仮称) 平成 24 年度 (知：小中高) (肢：小中高)	府中朝日 養護学校 府中養護学校		基本計画 検討委員会	基本設計	実施設計	工 事
板橋学園 特別支援学校(仮称) 平成 25 年度 (知：〔高〕) (肢：小中高)	志村高等学校 跡地			基本計画 検討委員会	基本設計 実施設計	実施設計 工 事
港地区第二 特別支援学校(仮称) 平成 26 年度(知：小中)	赤坂高等学校				基本設計	実施設計
江戸川地区 特別支援学校(仮称) 平成 26 年度 (知：小中) (肢：小中高)	小岩養護学校 江戸川 養護学校			基本計画 検討委員会	基本設計	実施設計
東部地区学園 特別支援学校(仮称) 平成 27 年度 (知：〔高〕) (肢：小中高)	水元高等学校 跡地			検 討		→

3 寄宿舎の適正な規模と配置

(1) 配置の基本的な考え方

- ア 平成 19 年度現在、10 舎ある寄宿舎を、計画完成時の平成 27 年度までに 5 舎にしていく予定です。
- イ 視覚障害の児童・生徒を受け入れる寄宿舎については、障害の特性に配慮し、通学の安全確保のために、地域性を考慮した配置とします。
- ウ 島しょ地区に在住する児童・生徒の受入れのため、各障害部門の寄宿舎を配置し対応できるよう配慮します。
- エ 寄宿舎の施設・設備の安全性及び機能性等を十分に確保した上で複数の障害部門を併置する設置形態を導入していきます。
- オ 寄宿舎に入舎する必要が生じた児童・生徒は、通学する特別支援学校と同一の障害部門を設置する寄宿舎に入舎することになります。
また、入舎する寄宿舎が、通学する特別支援学校とは別の特別支援学校に設置された併置形態の寄宿舎となることもあります。

(2) 適正な配置の効果

寄宿舎閉舎後は、施設の一部を普通教室や特別教室へ転用又は生活訓練室として整備するなど、障害のある児童・生徒のために有効に活用していきます。

(3) 配慮すべき点

都立特別支援学校に通う児童・生徒が、寄宿舎設置校と非設置校の別にかかわらず寄宿舎施設を活用することができるよう、長期休業中等の弾力的な活用を推進していきます。

(4) 第二次実施計画

内 容	第一次 実施計画	第二次実施計画			長期計画
		20 年度	21 年度	22 年度	23～25 年度
立川ろう学校 寄宿舎 平成 21 年度末	入舎基準の 規則改正 5 2 舎閉舎 1		閉 舎 2		
江戸川養護学校 寄宿舎 平成 22 年度末				閉 舎	

- 1 平成 18 年度末に青鳥養護学校寄宿舎を閉舎した。
八王子養護学校寄宿舎は八王子盲学校寄宿舎と組織統合し、平成 20 年度から八王子盲学校寄宿舎を視覚障害と知的障害の児童・生徒を受け入れる寄宿舎とする。
- 2 平成 22 年度から葛飾盲学校を視覚障害と聴覚障害の児童・生徒等を受け入れる寄宿舎とする。

第3章 都立特別支援学校の教育諸条件の整備

1 教員の資質及び専門性の向上

- (1) 特別支援学校教諭免許状取得の促進
- (2) 特別支援教育の理解啓発に関する研修の実施
 - ア 職層研修等における理解啓発
 - イ 理解啓発講習会及びシンポジウムの実施
- (3) 特別支援教育コーディネーターの育成に関する研修（都立特別支援学校）
- (4) 教育相談担当教員の育成に関する研修
- (5) 教員採用選考における大学推薦制
- (6) 教員の人事交流等の充実
- (7) 大学・外部専門家との連携による研修・研究の充実

2 教育効果を高める指導体制

- (1) 肢体不自由特別支援学校における自立活動の外部専門家の導入
- (2) 肢体不自由特別支援学校における教育効果を高める指導体制の確立【新規】

3 学校施設・設備の充実

- (1) 知的障害特別支援学校における普通教室の確保

知的障害特別支援学校に在籍する児童・生徒の増加に伴う教育環境の整備と円滑な教育活動を実施するため、増築により必要となる普通教室を確保します。

内 容	年 度 別 計 画		
	20年度	21年度	22年度
供用開始予定年度			
羽村養護学校 平成24年度	基本設計	実施設計	工 事
王子第二養護学校 平成24年度			実施設計

- (2) 児童・生徒の通学時間の負担軽減
- (3) 都立特別支援学校の個別の名称【新規】

4 都民に信頼される学校経営の確立

- (1) 学校経営支援センターとの連携
- (2) 学校運営連絡協議会及び外部評価の充実
- (3) 特別支援学校経営計画
- (4) 経営体としての自律性の確立（自律経営推進予算）
- (5) 学校全体の教育力を高める教員の職の分化【新規】
- (6) 外部の教育資源を活用した特別支援学校を支援するしくみづくり【新規】

第4章 区市町村における特別支援教育の充実への支援

1 発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の特別な教育ニーズへの対応の充実

(1) 幼稚園、小・中学校における教員の資質・専門性の向上への支援

- ア 校（園）内支援体制づくりや校（園）内研修の支援
- イ 幼稚園教諭を対象とした特別支援教育コーディネーター養成研修の実施【新規】
- ウ 特別支援教育の理解啓発に関する研修の実施
- エ 教育相談に関する研修の充実
- オ 東京都教職員研修センターにおける「授業力向上ヘルプデスク」の充実
- カ 東京都特別支援教育推進室(仮称)からの情報提供【新規】
- キ 特別支援学校教諭免許状取得の促進

(2) 小・中学校の通常の学級における特別支援教育の推進【新規】

- ア 特別支援学級の教員の専門性を活用した通常の学級への支援【新規】
- イ 特別支援教育支援員の配置・活用に対する支援【新規】

(3) 個別の教育支援計画等の充実

(4) 特別支援学級の在り方と指導内容・方法の改善【新規】

- ア 通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの構築【新規】

通級指導学級での指導の開始に当たっては、児童・生徒が在籍する通常の学級の担任の意見や保護者のニーズを聴取するとともに、校内の支援体制の状況や巡回相談の成果、医学、心理学、教育学等の専門家の意見聴取に基づき、通級指導学級での指導が必要であるかを判定するシステムを構築する必要があります。

また、情緒障害等通級指導学級や言語障害通級指導学級においては、一定期間通級指導学級での指導を行った後、その成果を検証することが重要であり、専門家の意見聴取に基づき、指導を継続するか終了するかを判定するシステムの構築も必要です。

都教育委員会は、通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの在り方を検討し、ガイドラインを作成するとともに、区市町村教育委員会からの学級編制の同意協議の際には、支援の現状に関する資料の提出を求めるなどその在り方を改善します。今後、判定システムを検証していくため地区を指定したモデル事業を実施します。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画			長期計画
	16～19年度	20年度	21年度	22年度	23～25年度
通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの構築	判定システムの検討	判定システムの検討 ガイドラインの作成			
		モデル事業の実施			

- イ 通級指導学級の適切な指導時間の設定と指導内容・方法の改善【新規】

- ウ 特別支援学級（固定制）の弾力的な運用【新規】

(5) 特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の促進

(6) 都立特別支援学校における通級による指導等の実施

2 都と区市町村の連携体制の整備

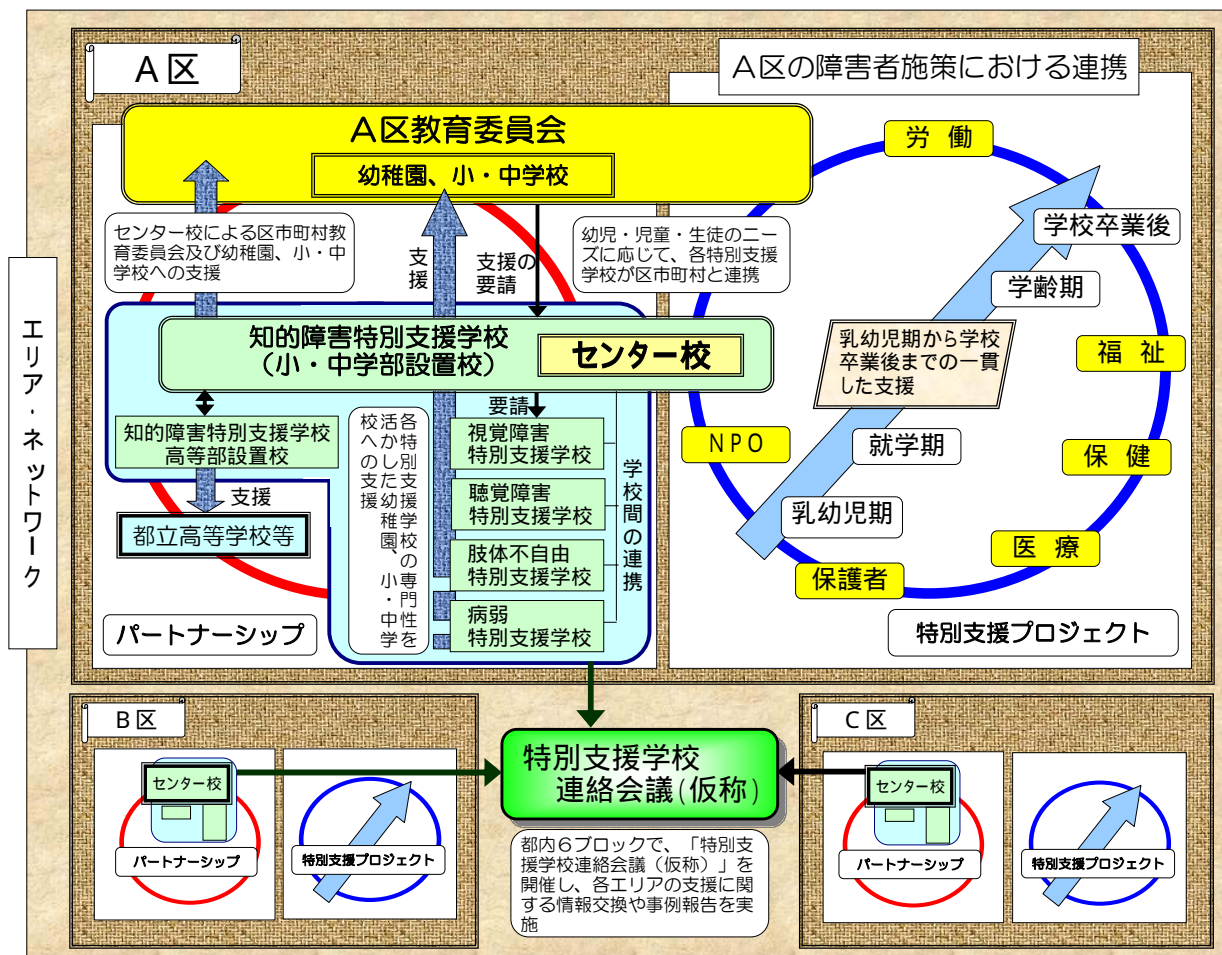
(1) 教育機関と保健、医療、福祉、労働等、他の分野との積極的な連携

ア エリア・ネットワーク

「エリア・ネットワーク」とは、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒やその保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムであり「特別支援プロジェクト」と「パートナーシップ」の機能をもっています。「特別支援プロジェクト」とは、区市町村を単位として、地域レベルで教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関や専門家がネットワークを構築するシステムです。「パートナーシップ」とは、特別支援学校と地域の幼稚園、保育所、小・中学校及び高等学校等が日常的に連携し、発達障害を含む障害のある乳幼児の早期支援や、児童・生徒の就学支援、学習支援等を行う学校間連携のシステムです。

今後は、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実に重点を置き「エリア・ネットワーク」の定着を図っていきます。

特別支援学校と区市町村の連携のイメージ



(2) 幼稚園、小・中学校における特別支援教育体制の整備への支援

(3) 副籍の充実

(4) 特別支援教育の支援機能の充実

- ア 「東京都広域特別支援連携協議会」の充実
- イ 「東京都特別支援教育推進室(仮称)」の設置

第5章 都立高等学校等における特別支援教育の充実

1 知的な遅れのない発達障害の生徒への支援の充実

(1) 都立高等学校等における特別支援教育体制の整備【新規】

- ア 校内の特別支援教育に関する委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名【新規】
 モデル事業実施校の研究成果を踏まえ、すべての都立高等学校等において、実態把握や支援方策の検討等を行う校内の特別支援教育に関する委員会を設置します。また、校内の関係者や関係機関・専門家等との連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の推進役となる教員を特別支援教育コーディネーターとして指名し、校務分掌に位置付けます。

項目	第二次実施計画				長期計画 23～25年度
	第一次実施計画 16～19年度	第二次実施計画			
	16～19年度	20年度	21年度	22年度	
校内の特別支援教育に関する委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名	6校	全校			→

- イ 都立特別支援学校や福祉、労働等、他の分野との積極的な連携【新規】
 ウ 学校間連携の拡大
 エ 障害者理解教育等の推進

(2) 都立高等学校等の教員の特別支援教育に関する理解と専門性の向上【新規】

- ア 特別支援教育の理解と専門性の向上に関する研修の充実【新規】
 イ 特別支援教育コーディネーター養成研修の実施【新規】
 ウ 都立高等学校等発達障害支援研究協議会（仮称）の開催【新規】
 都立高等学校等で指名される特別支援教育コーディネーターの資質・専門性の向上を図るため、発達障害の理解に関する研修や各学校の特別支援教育コーディネーターが実践事例報告、情報交換などを行う「都立高等学校等発達障害支援研究協議会（仮称）」を開催します。
 エ 東京都教職員研修センターにおける「授業力向上ヘルプデスク」の充実

(3) 個別の教育支援計画の策定【新規】

都立高等学校等に在籍する発達障害の生徒に対する適切な指導及び必要な支援を行うためには、中学校から引き継いだ情報を基に、保護者や関係機関と連携して「個別の教育支援計画」を策定していくことが大切です。そのために、都立高等学校等の教員を対象とした講習会を実施していきます。

(4) 都立高等学校等への巡回相談等による支援の実施【新規】

永福学園養護学校に心理の専門家を配置し、生徒の実態把握や指導に関する相談・助言とともに、近隣の都立高等学校等からの要請に応じて巡回相談等を行うシステムを試行しています。また、国のモデル事業を実施している都立高等学校でも心理の専門家を委嘱し、巡回相談等を試行しています。今後は、試行の成果を踏まえ、都立高等学校等からの要請に応じて、相談・助言のできる心理の専門家を巡回相談に派遣するシステムを構築します。

第6章 一人一人を大切にせる教育を 推進するための都民の理解啓発の充実

1 理解啓発促進のための取組の充実

(1) 理解啓発資料等の作成

ア 啓発ビデオの作成・活用【新規】

特別支援教育の啓発ビデオを作成し、東京都教職員研修センター等での研修会や講習会で活用して、特別支援教育に対する理解啓発を進めます。

イ 理解啓発リーフレットの作成・配布

ウ 副籍事業の理解啓発資料等の作成

平成 19 年度より導入した「副籍制度」の区市町村での円滑な実施を支援するため、「副籍事例集」や「副籍 Q & A」を作成し、区市町村教育委員会と小・中学校及び特別支援学校に配布します。

エ 「東京都特別支援教育推進室（仮称）」における情報提供機能の充実【新規】

専用ホームページへの特別支援教育関係の最新情報や資料の掲載、特別支援教育に関する書籍や雑誌、研究報告書、指導資料の閲覧、ビデオ等の視聴及びこれらの貸出サービスを行います。

オ 東京都広域特別支援連携協議会を活用した理解啓発

(2) 理解啓発行事の実施等

ア 理解啓発行事の実施

障害者週間（毎年 12 月 3 日から 9 日までの 1 週間）などを利用して、障害のある児童・生徒が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考えを発表し、主張を述べる場を設定することを通じて、障害のある児童・生徒一人一人が、地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行います。

具体的には、「理解推進シンポジウム」や「弁論大会」の開催、都立特別支援学校の児童・生徒による「フリーマーケット」などを計画・実施します。

項目	第二次実施計画			長期計画 23～25年度	
	第一次実施計画 16～19年度	20年度	21年度		22年度
理解啓発行事の実施	総合文化祭等	シンポジウムや弁論大会、フリーマーケットなど理解啓発行事の拡大			→

イ 東京都教育の日を活かした理解啓発

ウ 通年の授業公開の実施

エ 特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育の充実

オ 特別支援教育に関する講座等の実施

カ 学校の教育機能の地域社会への提供

東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画

- 特別支援教育の充実・発展を目指して -

(概 要)

東京都教育委員会印刷物登録

平成19年度 第 号

発 行 日 平成19年11月

編集・発行 東京都教育庁学務部義務教育特別支援教育課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
TEL 03(5320)6753

印刷会社

東京都教育委員会ホームページアドレス
<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp>



古紙配合率100%再生紙を使用しています

